

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 牛の流行性感胃予防注射等の実施
土地立入の通知
倉吉市起業会館建設事業の認定
土地改良事業計画書の写の縦覧
- ◇雑報 出張所の位置変更

告 示

鳥取県告示第三百五十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感胃予防注射並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射及び検査駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の流行性感胃予防並びにピロプラズマ病予防のため。
 - 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 注射、検査及び駆除の方法
 - 牛の流行性感胃予防注射……皮下注射
 - ピロプラズマ病検査……血液塗沫検査
 - ダニ駆除……B・H・C撒布
- 別表 牛の流行性感胃予防注射並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除
- | 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|-------|----------|
| 七月 十日 | 日南町多里 | 新屋、多里検診場 |
| 〃 十一日 | 〃 〃 | 萩原、萩山 |

より、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年六月二十二日から二十日間とする。

二 縦覧場所

日野郡江府町大字江尾 江尾土地改良区事務所

雑 報

昭和三十七年六月十一日

鳥取食糧事務所長

戸 谷 幸 男

出張所の位置変更について

当所管内出張所の位置を下記の通り変更した。

○三朝出張所

一 移転月日 昭和三十七年四月一日

二 位 置 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬九八九の

○用瀬出張所

一 移転月日 昭和三十七年六月一日

二 位 置 鳥取県八頭郡用瀬町大字用瀬二二三番

地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市谷取町

〔定 一部月極二五〇円(配達料共)〕